

◎新潟県告示第446号

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定により、次のとおり指定検査機関を指定した。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定検査機関の名称、代表者の氏名及び所在地並びに検査業務を行う地域及び期間

名称、代表者の氏名及び所在地	検査業務を行う地域	検査業務を行う期間
<p>1 名称 一般財団法人 新潟県環境衛生研究所</p> <p>2 代表者の氏名 代表理事 奥田 雄二</p> <p>3 所在地 燕市吉田東栄町8番13号</p>	<p>新潟市（旧岩室村、旧巻町、旧西川町、旧黒崎町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村及び旧中之口村の区域に限る。）、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村及び旧寺泊町の区域に限る。）、三条市、加茂市、見附市、村上市、燕市、佐渡市、西蒲原郡、南蒲原郡、三島郡及び岩船郡の区域</p>	<p>平成25年4月1日から平成28年3月31日まで</p>
<p>1 名称 一般財団法人 下越総合健康開発センター</p> <p>2 代表者の氏名 代表理事 星野 邦夫</p> <p>3 所在地 新発田市本町四丁目16番83号</p>	<p>新潟市（旧豊栄市の区域に限る。）、新発田市、阿賀野市、胎内市及び北蒲原郡の区域</p>	
<p>1 名称 一般財団法人 新潟県環境分析センター</p> <p>2 代表者の氏名 代表理事 猪俣 勝一</p> <p>3 所在地 新潟市江南区祖父興野53番地1</p>	<p>新潟市（旧豊栄市、旧岩室村、旧巻町、旧西川町、旧黒崎町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村及び旧中之口村の区域を除く。）、五泉市、南魚沼市、東蒲原郡及び南魚沼郡の区域</p>	
<p>1 名称 社団法人新潟県環境衛生中央研究所</p> <p>2 代表者の氏名 理事長 田口 忠男</p> <p>3 所在地 長岡市新産二丁目12番地7</p>	<p>長岡市（旧栃尾市、旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村及び旧寺泊町の区域を除く。）、柏崎市、小千谷市、魚沼市及び刈羽郡の区域</p>	
<p>1 名称 一般社団法人県央研究所</p> <p>2 代表者の氏名 代表理事 高野 貞子</p> <p>3 所在地 三条市吉田1411番地甲</p>	<p>長岡市（旧栃尾市の区域に限る。）、十日町市（旧松代町及び旧松之山町の区域を除く。）及び中魚沼郡の区域</p>	
<p>1 名称 一般財団法人上越環境科学センター</p> <p>2 代表者の氏名 代表理事 村山 秀幸</p> <p>3 所在地 上越市下門前1666番地</p>	<p>十日町市（旧松代町及び旧松之山町の区域に限る。）、糸魚川市、妙高市及び上越市の区域</p>	

2 検査の手数料

区分 浄化槽の 規模（人槽）	設置後等の水質検査 （浄化槽法第7条）	定期検査（浄化槽法 第11条）
5人～10人	11,200円	3,700円
11人～20人	12,600円	3,700円
21人～50人	12,600円	8,600円
51人～200人	18,800円	12,600円
201人～500人	23,600円	16,000円
501人～2,000人	26,600円	18,800円
2,001人以上	31,000円	22,000円

3 指定をした年月日

平成25年3月29日

4 検査業務の開始予定年月日

平成25年4月1日